

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年1月21日から令和2年2月19日までの回答)

農林水産ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
農協改革の進捗管理	現行制度下 で対応可能	△	1
農協の信用事業の代理店化	現行制度下 で対応可能	◎	2
農協改革集中推進期間の検証について	現行制度下 で対応可能	◎	3
農協の准組合員特例の廃止	検討を予定	◎	4
簡易な電気さく式サル捕獲檻を使用したい	対応不可	△	5

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

農林水産WG関連

番号: 1

受付日	元年6月21日	所管省庁への検討要請日	2年1月24日	回答取りまとめ日	2年2月25日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	農協改革の進捗管理
具体的内容	農協改革の進展について、担い手農家へのアンケートにより確認が行われている。しかし、対象となる担い手農家の選定を農協が行っている県が多数ある。農協は補助事業の窓口、融資を受けている先であり、当然厳しい意見は出せない。農協改革の進捗確認のため、行政機関や独立した機関が必要な進捗確認を行うべきである。効果として、正しい農協改革の進展確認による、農業振興が期待できる。
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、組合等における改革の実施状況を勘案し、農協に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨定められております。</p> <p>そのため、農林水産省では農協改革の実施状況を把握する手法の一つとして、平成28年度以降、毎年度、農協の自己改革の実施状況について、都道府県の協力を得ながら総合農協及び認定農業者を中心とする農業者を対象にアンケート調査を実施・公表しています。</p>	
該当法令等	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>農協の自己改革の実施状況についてのアンケート調査については、都道府県の協力を得て実施しているところ。基本的には、都道府県において、本調査の趣旨を踏まえ、地域に偏りがないよう留意しつつ、市町村から認定農業者の所在情報を得て対象者を選定し、また、調査方法についても御指摘の影響を受けることのないよう配慮しつつ、都道府県自らが調査票の配布・回収を行っているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林水産WG関連

番号: 2

受付日	元年6月25日	所管省庁への検討要請日	2年1月24日	回答取りまとめ日	2年2月25日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	農協の信用事業の代理店化
具体的内容	<p>現状農協は信用事業を営み、信用事業があるがゆえ、破綻は起きてはいけい。行政等が農協改革を進めようにも、そのため保護的になるのが常であった。</p> <p>現在、農協といいつつ、農業振興は名ばかりの農協、農地を高値で売ることしか考えていない小規模兼業農家のための農協が目につくが、信用事業があるがゆえ、農協間で競争させること、問題ある農協を弱体化させるのが困難である。</p> <p>共済事業に関しては、農協からの要望で共同引き受け形式の名で、事実上共済連事業の農協代理店が行われており、農協法改正により信用事業についても、同様の代理店化をすすめるべきである。これは農協攻撃でなく、過去農協組織に与えていた特権を政策として見直すだけである。農協の定款の地域も拡大を認める。自分も農協職員だが、今のまま農協が10年20年続くのならいいが、そうでないなら思いきった改革を進めるしかないと感じる。</p> <p>効果として、農業振興に成功している農協が栄え、農業振興が期待できる。株式会社でも、伸びる会社もあれば倒産する会社もあり、競争で経済が成長する。農協でもそれが当たり前であり、信用事業の代理店化がその前提である。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律において、農業協同組合は、信用事業を他の系統金融機関へ譲渡し、代理店化することができることとなっています。	
該当法令等	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律118号)第2条、第24条、第25条及び第26条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	左記の制度のとおり、信用事業を譲渡し、代理店化することは可能です。農業共同組合が、信用事業を譲渡し、代理店化するか否かについては、それぞれの農協の判断となります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林水産WG関連

番号: 3

受付日	元年6月28日	所管省庁への検討要請日	2年1月24日	回答取りまとめ日	2年2月25日
-----	---------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	農協改革集中推進期間の検証について
具体的内容	<p>農協改革集中推進期間が終了した。JAグループは何かなしとげたかのような声明を出しているが、自分も職員であるが、期間中上層部は「政府の農協攻撃を許すな」、「新自由主義が日本を滅ぼす」みたいな宣伝ばかりしており、最初から改革に否定的であり、本気で何か改革に取り組んだようには見えない。</p> <p>確かに農業振興は行われているが、産業ベースになっておらず、農地転用の余剰金で取り組まれているだけであり、中央会組織改革についても全中は今も強大な権限を持ち、全国各地の農協組合長の選出や意識も成長産業としての農業からほど遠い。</p> <p>第一期について検証するとともに、第二期は徹底的に速やかに改革を断行すべきである。</p> <p>具体的には、今までタブーであった、准組合の規制、信用事業分離、連合会組織の優遇措置の撤廃、経営能力を持つ人材しか農協役員が勤まらないようにするなど、全ての切り口から農協改革に取り組んでほしい。</p> <p>いったい何年たてば農協改革が完了し、次に農業改革や農水省改革に着手されるのか、悠長すぎるのではないか。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状		<p>改正農協法においては、農協が自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力で取り組むことができるよう、理事の過半を認定農業者・農畜産物販売等のプロとする規定や、農協の選択により株式会社や生協への組織変更、信用事業譲渡などを容易にするための改正が行われたところです。</p> <p>また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第2項において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、組合等における改革の実施状況を勘案し、農協に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨定められております。</p>
該当法令等		農業協同組合法等の一部を改正する等の法律
対応の分類		現行制度下で対応可能
対応の概要		<p>農協は農業者によって自主的に設立された民間組織であり、その改革は自己改革が基本です。農林水産省は、令和元年9月に農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況について、農協の自己改革に関するアンケート調査、改正農協法により義務付けられた理事等の構成の変更状況や会計監査の導入状況に関する調査のほか国の職員が全都道府県の農協(74農協)を訪問し、自己改革についての意見交換(対話)等を行っており、これらを総合的に勘案して評価を行ったところであり、今後もこのような取組により農協改革の進捗状況を確認することとしております。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林水産WG関連

番号: 4

受付日	元年7月6日	所管省庁への検討要請日	2年1月24日	回答取りまとめ日	2年2月25日
-----	--------	-------------	---------	----------	---------

提案事項	農協の准組合員特例の廃止
具体的内容	<p>農協は、過去特に弊害が無いという理由で、正組合員に対して准組合員、さらに員外利用が認められている。戦後は皆中規模の農家層でまとまっており、地域の他の住民を救うためにも必要な制度であったが、現在担い手と呼ばれるのは少数となり、小規模兼業農家や非農家が多数の地域が全国大半である。</p> <p>にもかかわらず、准組合員制度が認められることで、少数の担い手の意見が反映されない、反映しなくても問題なく農協が事業を続けられる状況になっている。</p> <p>一例では、連合会OBが役員となっている農協で、巨大なスーパーマーケットを運営している事例がある。近くに民間のスーパーがあるにもかかわらずである。利用者は地域の住民全てであり、地域多数から見れば便利だが、農業の担い手からすればこんなもので経営リスクを負うべきでない。</p> <p>農協が自ら稼いだ利益で運営しているのであれば問題ないが、農地を宅地化した資金を農協が預かり、農林中金が海外で運用した利ざやで各種事業を運営しており、制度上問題があると思える。</p> <p>今後このような制度は制限し、農協は農業部門に集中するよう法制度を改めるべきである。農協のあり方について社会的合意が得られるように、おもいきって過去の特例を改めるべきである。</p> <p>どうしてもスーパーマーケットを運営したければ、信用事業を代理店化して生活協同組合に組織変更すべきでないか。</p> <p>効果として、農協本来の農業振興が期待できる。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>農協の准組合員については、農協法上、総会における議決権・選挙権はないものの、事業利用に当たっては正組合員と区別しておらず、事業利用の状況が把握できていなかったところ。</p> <p>そのため、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、事業利用の調査を5年間(令和3年3月まで)行った上で、その規制の在り方を検討し、結論を得ることとされているところ。</p>	
該当法令等	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>農協は正組合員である農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をすることが最優先であり、准組合員へのサービスに主眼を置いて正組合員へのサービスを疎かになってはならないと考えています。</p> <p>他方、准組合員については農協法上、事業利用に当たっては正組合員と区別していないため、これまで事業利用の状況が把握できていないことから、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、平成30年1月から何ら予断を持たず事務的に調査を進めているところ。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

農林水産WG関連

番号:5

受付日	元年11月13日	所管省庁への検討要請日	元年12月16日	回答取りまとめ日	2年2月25日
-----	----------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	簡易な電気さく式サル捕獲檻を使用したい
具体的内容	有害獣に指定されたサルの捕獲を電気さくを利用して簡便に実施したいが、電気設備に関する技術基準を定める省令74条(電気さくは、施設してはならない。ただし、野獣の侵入又は家畜の脱出を防ぐためのものであって感電又は火災の恐れがないように施設するときは、この限りではない)に「捕獲目的のための使用」が明記されていないため実施できない。そこで、省令の改正か、弾力的運用により電気さくが捕獲に活用できるようにして頂きたい。
提案理由	1. サルは北海道を除く全国各地で増え過ぎて農作物に多大な害を及ぼし耕作を諦める人も少なくない。岡山県真庭市豊栄集落では地域を挙げたサル害対策を実施中であり、市、県と協議し、補助金で捕獲檻(縦横5m、高さ3mの箱型で、側壁内面に電気さく電線を張ったもの)を設置した。 2. 既製品の捕獲檻は高価でありやすく設置できるものでない上、鉄板等の構造がサルを威圧するのか捕獲成績も劣るため、住民が補助金で資材を購入し寄って安価に組み立てたものである。 3. 電気工事前に経産省に確認すると電気設備に関する技術基準を定める省令74条に「捕獲目的のための使用」が明記されていないため使用できないことが判明。 4. 省令74条では電気さく使用が野獣の侵入又は家畜の脱出を防ぐ2つの場合に限定されている。使用目的を限定したのは偏に裸電線が危険だからであり、また、立法時には獣の捕獲にも使用できるという事例もなかったし案もなかっただけである。 5. 常時通電している通常の電気さく設置に比べ、多頭数が侵入していることを確認し、サルが逃げ出す前に捕獲依頼を受けた猟友会員が電源を一時的に入れて、その間に捕獲するものであり、はるかに安全である。 6. 地域が期待をかけて作った安全性の高い電気さく式捕獲檻が使えてサルの頭数管理が行えやすくなればサル害に悩む全国の地域にとっても朗報である。
提案主体	真庭市豊栄集落サル対策協議会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	電気事業法において、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物を省令で定める技術基準に適合するように維持することが求められております。 電気設備については、その技術基準として「電気設備に関する技術基準を定める省令」が定められております。 「電気設備に関する技術基準を定める省令」第74条において、「電気さく(屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。)は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。」と規定されています。	
該当法令等	電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第74条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	ご記載いただいているとおり、当該規定では、電気さくは「野獣の侵入又は家畜の脱出を防止する」という用途に限定されており、今回ご提案いただいたサル捕獲檻は条件を満たすものではありません。 なお、制度の改正については、基本的には社会的問題が背景となって、広く必要性が認識され、国として必要であると判断された場合、有識者による委員会での議論を踏まえて進められますので、本件の必要性について、まずは、関係官庁とご相談ください。	

区分(案)	△
-------	---